

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 26 日

各都道府県教育委員会免許事務主管課
教職課程を置く各国公私立大学担当課
放送大学学園担当課
各指定教員養成機関担当課

御中

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許・研修企画室

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省令第 31 号）」
及び令和 6 年 4 月 4 日事務連絡「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更につ
いて（周知）」に関する質問回答集について

日頃から教員免許事務の円滑な実施及び教員養成の充実に御尽力いただきありがと
うございます。

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省令第 31 号）」
及び令和 6 年 4 月 4 日事務連絡「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更につ
いて（周知）」に関し、これまでお寄せいただいた御質問を踏まえ、別紙のとおり質
問回答を整理いたしました。

本質問回答集を御参照いただき、適切な教職課程の実施及び免許取得希望者への履
修指導等を行っていただくようお願いいたします。

なお、現在当省にいただいている本件に係る御質問については、本質問回答集の周
知をもって回答と代えさせていただくとともに、その上でなお疑問がある場合は、メ
ールにて改めて御質問いただきますようお願いいたします。

別紙

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省令第 31
号）」及び令和 6 年 4 月 4 日事務連絡「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変
更について（周知）」に関する質問回答集

本件担当：総合教育政策局 教育人材政策課
教員免許・研修企画室 法規係
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第31号）」及び
 令和6年4月4日事務連絡「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更について（周知）」に関する質問回答集

| | | |
|---|--|--|
| 1 | <p>中学校教諭1種免許状（理科）を取得予定の学生が、改正前科目区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」を修得し、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を未修得の場合、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の含有事項「地学実験」に係る単位を修得すれば、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の単位を修得しているとみなすことはできるか。</p> | <p>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第31号。以下「改正省令」という。）附則第2条第2項に規定するとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月31日に認定課程を有する大学に在学している者が、これを卒業するまでに、改正前科目区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の<u>全ての科目の単位を修得</u>する場合 ・令和6年3月31日までに上記科目を既に<u>全て修得</u>している場合には、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の科目の単位とみなすことができるが、その<u>一部のみしか修得していない場合には、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の事項を満たす単位としてみなすことはできず</u>、単に「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなすこととなる（附則第2条第5項）。 <p>そのため、改正前科目区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」のうち、例えば「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の単位を修得しきれなかった場合、たとえ改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の含有事項「地学実験」の内容に相当する科目が単独で開設されている場合であって、当該科目に関する単位を修得したとしても、あくまで改正省令附則第2条第2項は、同項に定める要件の下で改正前科目区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を<u>全て修得した者について適用できるものである</u>ので、<u>改正前科目区分に関する単位と改正後科目区分に関する単位を混在させた形での適用はできない</u>。</p> <p>なお、大学によっては、改正省令の施行に合わせて変更届を提出した後においても、改正省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）下で認定を受けていた科目を引き続き存置して</p> |
|---|--|--|

いる場合があると考えられる。この場合においては、当該旧規則下で認定を受けていた科目を履修することにより、改正省令附則第2条附則第2項に定める要件を満たす形で改正前科目区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を全て修得した場合には、同項に基づく経過措置が適用可能である。

したがって、この場合、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の単位を修得したと言い得るためには、

- ・新たに改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の単位を修得する
- ・令和6年3月31日に認定課程を有する大学に在学しており、引き続き在学する場合には、改正前科目区分「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の単位を新たに修得し、既に修得した改正前科目区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」の単位と合わせて、改正省令附則第2条第2項により改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の科目の単位とみなす

といった方法が考えられる。なお、施行通知においても周知したとおり、この「引き続き在学」には、科目等履修生として在籍する場合も含まれる。

ところで、令和5年9月27日付「教育職員免許法施行規則の一部改正する省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について」（別紙）p2において、例えば中学校理科の教員免許状を取得する場合、改正前の旧規則において、それぞれ一般的包括的性を満たす「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」を修得し、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を未修得であった場合、改正後の新規則において「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の科目区分を修得できる、地学実験に関して一般的包括性を満たす科目を1単位以上修得すれば、「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」を一般的包括性を満たして1単位以上修得したと扱うことが可能である旨を回答していた。これは上述の「改正省令の施行に合わせて変更届を提出した後においても、旧規則下で認定を受けていた科目を引き続き存置している場合」を念頭においたものであるが、あたかも「改正前科目区分に関する単位と改正後科目区分に関する

| | | |
|---|--|---|
| | | <p>単位を混在させた形での適用」ができるかのような誤解を招く表現であったため、ここで趣旨を明確にしておく。</p> |
| 2 | <p>教育職員免許法別表第8により、高等学校教諭1種免許状（理科）を基礎として中学校教諭2種免許状（理科）の取得を希望する者が、改正前科目区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む）」「化学実験（コンピュータ活用を含む）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む）」の単位を修得している。</p> <p>①この者が、改正省令の施行後に免許状の授与を受ける場合は、改正省令の施行前と同様、改正前科目区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む）」「化学実験（コンピュータ活用を含む）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む）」「地学実験（コンピュータ活用を含む）」のうち3科目のみの単位の修得で足りるか、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の単位を修得する必要があるか。</p> <p>②改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の単位を修得する必要がある場合、改正前科目区分において「地学実験（コンピュータ活用を含む）」の単位を修得していないので、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の含有事項</p> | <p>①について</p> <p>前提として、改正省令の施行後に免許状の授与を受ける場合は、改正省令による改正後の教育職員免許法施行規則に基づいて免許状の授与が行われる。そのため、教育職員免許法別表第8により、高等学校教諭1種免許状（理科）を基礎として中学校教諭2種免許状（理科）の取得を希望する者が、改正省令の施行後に免許状の授与を受ける場合、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の単位を1単位以上修得する必要がある。</p> <p>②について</p> <p>1の回答にあるとおり、令和6年3月31日に認定課程を有する大学に在学している者が、これを卒業するまでに、改正前科目区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の全ての科目の単位を修得する場合、又は令和6年3月31日までに既に全て修得している場合には、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の科目の単位とみなすことができる。</p> <p>そのため、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の含有事項「地学実験」を修得したとしても、改正前科目区分において修得した単位と合わせて、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の単位を修得しているとみなすことはできない。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>【地学実験】を修得することで、改正前科目区分において修得した単位と合わせて、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の単位を修得しているとみなすことができるか。</p> | |
| 3 | <p>複数年に渡って履修計画を組み、教育職員免許法別表第8により、高等学校教諭1種免許状（理科）を基礎として中学校教諭2種免許状（理科）の取得を目指していた者についても、改正省令の施行後は、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の単位を修得しなければならないのか。</p> <p>改正省令施行前であれば、改正前科目区分「物理学実験（コンピューター活用を含む）」「化学実験（コンピューター活用を含む）」「生物学実験（コンピューター活用を含む）」「地学実験（コンピューター活用を含む）」のうち3科目のみの単位の修得で足りたのであるから、このような者にとっての不利益にはならないか。</p> | <p>まず、今回の中学校教諭免許状又は高等学校教諭免許状を取得する際の「教科に関する専門的事項に関する科目」において少なくとも1単位以上修得すべき科目（以下「科目区分」という。）に係る改正は、中学校又は高等学校教諭免許状に係る科目区分のうち科目区分数が比較的多い教科について、「教科に関する専門的事項」の最低修得単位数を超える単位の修得を要する状況が生じていたことに鑑み、これらの科目区分を統合する等の改正を行ったものである。</p> <p>これにより、改正前省令において「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」という形で4科目区分に分かれていた中学校理科の科目区分についても、改正省令により「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」という形で、法令上1つの科目区分として統合された。別表第8に基づく高等学校理科を基礎免許状とした中学校理科の免許状の取得に当たっては、従来は4つの実験系科目区分のうち3以上の科目についての修得が必要としていたのであるが、中学校理科を別表第1に基づき修得する場合には、当然4実験の全ての修得が必要であること（したがって別表第8による中学校理科免許状の取得に当たっても同様とすべきであること）とともに、そもそも科目区分が法令上1つとなったことで、そのような統合された科目区分について、当該科目のうちの更に特定の部分のみを切り出す（例えば、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」のうちの「物理学実験・化学実験など」）ような規定は法技術的にも困難であることから、別表第8に基づく取得の場合であっても、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」について1単位以上の修得が必要であることを規定したものである。</p> <p>別表第8に基づく取得の場合であっても理科実験について4実験の全てを求める趣旨については上述のとおりであるが、従来は4つの実験系科目区分のうち3以上の科目についての修得とされていたことも踏まえ、</p> |

令和6年2月26日時点

| | |
|--|--|
| | <p>改正省令の施行時に現に在学しているような者が、本省令改正によって予見可能性のない不利益を被ることのないよう、改正省令の施行日までに相当程度の期間を設けて公布することにより予見可能な状態とする とともに、改正省令によって4実験全ての修得が求められていることを踏まえ、従来4つの実験系科目区分のうち3以上の科目しか修得していない者であっても、経過措置規定が適用される期間内に不足している実験科目を旧規則下で修得することにより救済がなされるよう、上述の経過措置を設けているものである。</p> |
|--|--|